

○ 前橋市廃棄物処理施設設置等事前協議書の添付書類一覧表

1 中間処理施設、積替又は保管施設

目次	名称	備考
1 事業計画の概要に関する書類	(1)協議内容の概要書（別紙1）	
	(2)計画予定地明細書（別紙2）	
2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等	協議者の事業経歴（別紙3）	・一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業について記載のこと。
3 立地環境に関する書類及び図面	(1)立地環境の概要書（別紙4）	
	(2)周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面	・既存資料を利用し、協議書作成に際してボーリング調査等を行う必要はないこと。
4 施設の設置場所の位置図等	(1)付近の見取り図	・縮尺：1/10,000～1/25,000 ・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの水路の流末 ・計画予定地への搬入路 ・敷地境界から300m、500mの範囲 色塗：水路(青)、道(茶)
	(2)公図の写し	・縮尺：1/500～1/1,000 ・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から20mの範囲 ・筆ごとに地番、地目、地積 ・転写(交付)場所、転写日時 色塗：水路(青)、道(茶)
	(3)周辺の土地利用現況図	・縮尺：1/2,500～1/5,000 ・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から50m、300m、500mの範囲 ・計画予定地からの水路の状況 ・放流予定地点及び予定地点から下流500mの範囲 ・計画予定地への搬入路 ・土地利用の状況 ・公共施設、主な建築物等、住宅、河川、下流の水源、道路等の位置及び名称 色塗：水路(青)、道(茶)、その他施設、住宅等(任意色)
	(4)周辺の土地利用規制図	・縮尺：1/2,500～1/5,000 ・計画予定地の敷地境界 ・都市計画関係(用途地域等)、関係法令等の規制地域
5 当該施設の構造等を説明するための書類及び図面	(1)施設の構造基準適合状況（中間処理施設・積替え又は保管施設）（別紙5）	・必要に応じ図面等も添付すること
	(2)施設全体配置図	・処理設備、処理前後保管場所の配置状況、事務所などの建屋位置を記載すること ・変更の場合、変更前後の全体配置図、変更箇所の拡大図
	(3)設備一覧	・メーカー型式、廃棄物種類毎の処理能力。変更部分に色塗り
	(4)処理前保管場所一覧	・処理区分に分けた各保管場所の面積、容積、保管方法
	(5)処理後保管場所一覧	・変更部分に色塗 ・容器使用の場合、容量形状素材など図面を添付

	(6)施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺、寸法、図面種類</li> <li>・施設の構造を明らかにするものであること</li> <li>・建屋を建設する場合は、壁面等の素材、寸法を記載すること</li> <li>・設備の処理能力が記載された製造業者発行のカタログ添付可</li> </ul>
	(7)施設の立面図	
	(8)施設の断面図	
	(9)施設の構造図	
	(10)設備の処理能力計算書	
	(11)保管場所の計算書及び設計図	
6 当該施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面	施設の維持管理計画書（中間処理施設・積替え又は保管施設）（別紙6）	・必要に応じ図面等も添付すること
7 処理工程図	処理工程図	・廃棄物の受入から処理に至る過程のフローチャート
8 周辺生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面	(1)生活環境保全対策計画書（別紙9）	
	(2)構造図	・縮尺、寸法
	(3)処理系統図	・ガス、排水、騒音、振動、悪臭の処理フローチャート
	(4)設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積、容量</li> <li>・環境保全対策を講じる設備を選定した根拠となる計算書</li> <li>・製造業者発行のカタログ添付可</li> </ul>
9 事業計画に要する資金の総額及びその調達方法に関する書類	事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類（別紙11）	・金融機関の融資証明等の添付不要
10 生活環境への影響調査	生活環境影響調査方法書（別紙12）	・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）を参照して記入
11 合意形成に関する書類	合意形成手続に関する申立書（別紙13）	・敷地境界の300m内の自治会対象
12 計画地所有者確認事項	事前協議書提出確認書（別紙14）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本不要</li> <li>・乙の記入欄は自署すること。</li> </ul>
13 土地の登記事項証明書	(1)廃棄物処理施設の設置場所の土地	・全部事項証明書コピー不可
	(2)廃棄物処理施設の敷地境界から20m以内に存する土地	・全部事項証明書コピー不可
14 協議者に関する書類	定款及び登記事項証明書又は住民票の写し	法人：登記事項証明書、個人：住民票の写し
15 市長が必要と認める書類		

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

5(4), 5(5)の処理前後の保管場所一覧の記載例

	保管場所 記号	面積式	面積 m <sup>2</sup>	容積式	容積 m <sup>3</sup>	廃棄物種類		
						産廃	一廃	
圧縮	A1							
	A2							
	計							
破碎	H1							
	H2							
	H3							
	計							

## 2 最終処分場

目次	名称	備考
1 事業計画の概要に関する書類	(1) 協議内容の概要書 (別紙 1)	
	(2) 計画予定地明細書 (別紙 2)	
2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等	協議者の事業経歴 (別紙 3)	・一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業について記載のこと。
3 立地環境に関する書類及び図面	(1) 立地環境の概要書 (別紙 4)	
	(2) 周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面	・既存資料を利用し、協議書作成に際してボーリング調査等は不要
4 施設の設置場所の位置図等	(1) 付近の見取り図 (縮尺:1/10,000~1/25,000)	・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの水路の流末 ・計画予定地への搬入路 ・敷地境界から 300m、500mの範囲 色塗:水路(青)、道(茶)
	(2) 公図の写し (縮尺: 1/500~1/1,000)	・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から 20mの範囲 ・筆ごとに地番、地目、地積 ・転写(交付)場所、転写日時 色塗: 水路(青)、道(茶)
	(3) 周辺の土地利用現況図 (縮尺:1/2,500~1/5,000)	・計画予定地の敷地境界 ・敷地境界から 50m、300m、500mの範囲 ・計画予定地からの水路の状況 ・放流予定地点及び予定地点から下流 500mの範囲 ・計画予定地への搬入路 ・土地利用の状況 ・公共施設、主な建築物等、住宅、河川、下流の水源、道路等の位置及び名称 色塗:水路(青)、道(茶)、その他施設、住宅等 (任意色)
	(4) 周辺の土地利用規制図 (縮尺:1/2,500~1/5,000)	・計画予定地の敷地境界 ・都市計画関係(用途地域等)、関係法令等の規制地域
5 当該施設の構造等を説明するための書類及び図面	(1) 施設の構造基準適合状況 (最終処分場) (別紙 7)	
	(2) 現況平面図 (縮尺:1/500~1/1,000)	・方位、河川、道路等の位置、等高線、最終処分場の敷地境界
	(3) 埋立計画平面図 (縮尺:1/500)	方位、埋立地の位置及び敷地境界、道路、水路、民民、官民の境界の位置、縦横断図の測点の位置、番号、切土、盛土の区分(色分け)、法面、擁壁、堰堤等の位置、埋立地内の搬入道路、管理事務所、囲い、出入口、消火設備、消火用貯水池、浸出液処理施設、水質監視用の井戸等の位置及び形状、地質調査用ボーリングの予定地点
	(4) 排水計画平面図 (縮尺:1/500)	方位、埋立地の位置及び敷地境界、縦横断図の測点の位置、番号、法面、擁壁、堰堤等の位置、雨水集水区域、浸出液集水区域、雨水排水路、浸出液集水設備、浸出液処理施設、調整池、放流先河川等の位置及び形状 ・雨水集水区域及び汚水集水区域の面積計算書及び流量計算書を添付すること

	(5) 防災計画平面図 (縮尺:1/500)	方位、埋立地の位置及び敷地境界、縦横断面図の測点の位置、番号、遮水工、シガラ工、段切工、工事中の仮排水路等の位置及び形状
	(6) 求積図 (求積計算書)	・埋立地、最終処分場の敷地それぞれを求積すること
	(7) 縦断面図、横断面図 (縮尺:1/100~1/500)	測点番号、切土、盛土の区分 (現況と埋立後を対比すること)、集水設備、排水路、遮水工、擁壁等の位置、縦断面図には、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、切土、盛土、勾配 ・横断面は必要と認められる地点で作成すること (原則 20m ごと)
	(8) 土量計算書	
	(9) 埋立関連施設の詳細図 (縮尺:1/20~1/50)	搬入道路、遮水工、管理事務所、囲い、出入口、消火設備等の詳細図 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付
	(10) 排水関連施設の詳細図 (縮尺:1/20~1/50)	雨水排水路、浸出液集水施設、浸出液処理施設、調整池、放流施設等の詳細図 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付
	(11) 防災施設の詳細図 (縮尺:1/20~1/50)	擁壁、堰堤、シガラ工、段切工等の詳細図 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付
6 当該施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面	施設の維持管理計画書 (最終処分場) (別紙 8)	・必要に応じ図面等も添付すること
7 跡地利用計画	跡地利用計画の概要図 (縮尺:1/500)	・方位、植栽計画はその位置、樹種等、道路、水路等の位置
8 周辺生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面	(1) 生活環境保全対策計画書 (別紙 9)	処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の状況、処理方法、処理後の状況
	(2) 災害防止計画書 (別紙 10)	
	(3) 構造図	・縮尺、寸法
	(4) 処理系統図	・施設の構造を明らかにするものであること
	(5) 設計計算書	
9 事業計画に要する資金の総額及びその調達方法に関する書類	事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類 (別紙 11)	・金融機関の融資証明等の添付不要
10 生活環境への影響調査	生活環境影響調査方法書 (別紙 12)	・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 (環境省) を参照して記入
11 合意形成に関する書類	合意形成手続に関する申立書 (別紙 13)	・敷地境界の 300m 内の自治会対象
12 計画地所有者確認事項	事前協議書提出確認書 (別紙 14) の写し	・原本不要 ・乙の記入欄は自署すること。
13 土地の登記事項証明書	(1) 廃棄物処理施設の設置場所の土地	・全部事項証明書コピー不可
	(2) 廃棄物処理施設の敷地境界から 20m 以内に存する土地	・全部事項証明書コピー不可
14 協議者に関する書類	定款及び登記事項証明書又は住民票の写し	法人 登記事項証明書、個人 住民票の写し
15 市長が必要と認める書類		

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

(別紙1)

## 協 議 内 容 の 概 要 書

### I 計 画 の 概 要

#### 1 概要説明

--

#### 2 処理施設の使用形態

自己処理施設として使用	廃棄物処理業として使用
-------------	-------------

#### 3 事前協議の種別（新設、既設の別等）

	新 設
	既存施設の構造変更
	既存施設的能力変更 [ <input type="checkbox"/> 処理能力の増加、 <input type="checkbox"/> 処理能力の減少 ]
	既存施設の使用形態の変更 [ ]
	その他 [ ]

※既存施設の変更の場合には、その内容（設備、処理品目、処理能力等）を記載すること。

変更内容：	
変 更 前	変 更 後

本計画の担当者 役 職 ・ 氏 名	(連絡先の電話番号      —      —      )
----------------------	--------------------------------

## II 施設 の 概 要

### 1 中間処理施設の場合

#### (1) 処理方式

--

#### (2) 設備の概要、設置基数等

設備の名称	基数	方式・型式等	備 考

#### (3) 処理する廃棄物の種類、処理能力

廃棄物の種類	処理内容	処理能力		備 考
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{日 (    時間)}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{日 (    時間)}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{日 (    時間)}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{日 (    時間)}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{日 (    時間)}$	
		[            ]	$m^3 \cdot t / \text{時間}$	

#### (4) 上記中間処理施設に関する保管施設の面積・保管容量

処理前			処理後		
廃棄物の種類	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類	保管面積	保管容量
	$m^2$	$m^3$		$m^2$	$m^3$
	$m^2$	$m^3$		$m^2$	$m^3$
	$m^2$	$m^3$		$m^2$	$m^3$
	$m^2$	$m^3$		$m^2$	$m^3$

2 最終処分場の場合

(1) 施設の種類

<input type="checkbox"/> 遮断型	<input type="checkbox"/> 安定型	<input type="checkbox"/> 管理型	( 一般廃棄物の処理 有 ・ 無 )
------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------

(2) 埋立方式

--

(3) 廃棄物の種類

--

(4) 処理能力

埋立地の面積	( $m^2$ )	埋立容積	( $m^3$ )
--------	-----------	------	-----------

(面積・容量の変更の場合は変更後の値を記入し、( ) 内には変更前の値を記入すること)

(5) 設備の概要、設置基数等

設備の名称	基数	方式・型式等	備考

3 積替え保管施設の場合

(1) 積替場所の面積

積替場所の面積	$m^2$
---------	-------

(2) 保管場所の面積・容量

廃棄物の種類	保管面積	保管容量	備考
	$m^2$	$m^3$	

### III 操 業 計 画 の 概 要

#### 1 施設の稼働に関する計画

操 業 予 定 時 間	時間/日 ( 時 ~ 時)					
最終処分場にあつては埋立予定期間	年 月 ~ 年 月 ( 年)					
1 日の搬入・搬出の予定量及びその時間帯	【搬入】		/日 (搬入車両 台/日)		時 ~ 時	
	【搬出】		/日 (搬入車両 台/日)		時 ~ 時	
作 業 員 等 の 人 数	役 員	使用人	事務員	作業員	その他	合 計
	人	人	人	人	人	人

#### 2 処理後物の処理又は再利用状況 (積替え保管の場合は処理を積替え保管と読み替える)

処 理 前		処 理 後			
廃棄物の種類	処理方法	処理後物の種類 (名称)	発生量	処理又は再利用の具体的な方法	処理又は再利用先の具体的な名称及び所在地

#### ○最終処分場の場合

覆土材確保の状況	(確保量)
	(確保方法)
	(保管場所)

#### ○周辺整備計画 (道路の拡幅、敷地の緑化率など)

--

※敷地緑化を行う場合は、その緑化率	[    ] % (緑化面積	m <sup>2</sup> /敷地面積	m <sup>2</sup> )
-------------------	----------------	----------------------	------------------





(別紙4)

## 立地環境の概要書

### 1 予定地の土地利用規制等の状況

#### (1) 都市計画関係

都市計画区域	市街化区域	用途地域
都市計画区域外	市街化調整区域	

#### (2) 自然環境の保全に関する規制地域

国立公園又は国定公園（自然公園法）
原生自然環境保全地域（自然環境保全法）
自然環境保全地域（自然環境保全法）
群馬県自然環境保全地域（群馬県自然環境保全条例）
鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
緑地保全地域（都市緑地保全法）
風致地区（都市計画法）

#### (3) 災害防止に関する規制地域

保安林（森林法）
保安施設地区（森林法）
砂防指定地（砂防法）
地すべり防止区域（地すべり防止法）
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
河川区域（河川法）

#### (4) その他の規制地域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
------------------------

#### (5) 市町村の生活環境の保全に関する計画及び土地利用計画

--

2 予定地周辺の住民の状況

50m以内の住民	戸	最も近い住民の家までの距離	m
300m以内の全住民	戸		

3 予定地から300m以内の住宅以外の建築物の状況

建築物の名称	予定地からの距離	建築物の名称	予定地からの距離
	m		m
	m		m
	m		m

4 周辺の水道水源の状況（下流側おおむね5km程度）

水道水源名	取水方法	取水河川名	施設からの距離

5 予定地周辺の地下水及び湧水の状況

500m以内の地下水及び湧水の利用状況	民間施設	戸	（うち飲用施設	戸）
	公共施設	施設	（うち飲用施設	施設）

6 予定地内の河川、水路等の状況

予定地内の河川、水路等の有無	
（有の場合）河川水路等の名称	

7 予定地からの排水先概要（予定地から一級河川までの流路の名称を記載）

施設からの排水の放流	有・無	
敷地内の雨水の放流	有・無	
敷地外からの雨水の放流	有・無	

8 放流予定地点の状況及び放流予定地点から500m以内の水利権者、水利用者の状況

--

9 予定地への主たる進入経路（国道又は県道から予定地までの進入経路の名称を記載）

--

(別紙5)

施設の構造基準適合状況（中間処理施設・積替え又は保管施設）

(1) 共通事項

構造耐力上の安全性	
腐食防止の措置	
飛散・流出防止のための設備等	
騒音・振動の防止措置	
排水処理施設の構造	
処理能力に応じた廃棄物受入設備等	
悪臭発散防止のための設備等	
事業場の周囲の囲い等	
立札等の表示	
建屋の状況	
消火設備	

※積替え又は保管施設（(1)に加えて）

保管場所の区画	
---------	--

(2) 汚泥の脱水施設

床・地盤面の構造	
----------	--

(3) 汚泥の乾燥施設（機械乾燥）

排ガス処理設備	
---------	--

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

天日乾燥床の構造	
地表水の流入防止設備	

(5) 廃油の油水分離施設

廃油の流出防止設備	
床・地盤面の構造	

(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

床・地盤面の構造	
中和装置の概要	

(7) 廃プラスチック類・木くず・がれき類の破碎施設

集じん機・散水装置等	
------------	--

※破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合（(7)に加えて）

成型装置への供給設備	
温度又はCO濃度の連続測定設備	
冷却設備	
圧縮固化物の保管設備	

(8) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃棄物の焼却施設

廃棄物定量供給装置	
800℃以上で燃焼できる燃焼室	
燃焼ガスの800℃以上2秒以上の滞留	
外気と遮断された燃焼室	
助燃装置	
空気供給装置	
燃焼室中の燃焼ガス温度の連続測定記録装置	
急冷装置	
集じん機流入前の温度連続測定記録装置	

(8) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃棄物の焼却施設（続き）

高度のばいじん除去機能を有する排ガス処理設備	
CO 濃度連続測定記録装置	
灰出し設備及び貯留設備（ばいじんを焼却灰と分離できるもの）	

(9) 廃油の焼却施設（(8)に加えて）

廃油の流出防止設備	
床・地盤面の構造	

(10) 汚泥のコンクリート固化施設

床・地盤面の構造	
混練設備の概要	

(11) 汚泥のばい焼施設

床・地盤面の構造	
排ガス処理設備	
600℃以上でばい焼できる設備	
加熱設備	
水銀ガスの回収設備	

(12) シアン化合物の分解施設（高温熱分解方式）

床・地盤面の構造	
排ガス処理設備	
900℃以上の炉温で分解できる設備	
助燃設備	
空気供給装置	

(13) シアン化合物の分解施設（酸化分解方式）

床・地盤面の構造	
中和装置の概要	

(別紙6)

施設の維持管理計画書（中間処理施設・積替え又は保管施設）

(1) 共通事項

受け入れる廃棄物の性状の分析方法	
受け入れる廃棄物の計量の方法	
施設への廃棄物の投入量の管理の方法	
廃棄物の流出等の異常時の対応の方法	
施設の定期点検及び機能検査の方法	
飛散・流出の防止方法	
悪臭発散の防止方法	
害虫発生の防止方法 構内の清潔保持方法	
騒音の防止方法	
振動の防止方法	
排水処理施設の維持管理方法	
定期的な水質検査の方法	
維持管理に関する点検、検査等の記録の保存方法及び保存期間	

(1) 共通事項 (続き)

囲い等の管理	
立札等表示の管理	
搬入路等の清潔の保持 交通安全の確保	
火災防止措置	

※積替え又は保管施設 ((1)に加えて)

廃棄物の取り扱い方法 (選別・解体・混合等の禁止、 容器による保管)	
--	--

(2) 汚泥の脱水施設

脱水機能の低下の防止方法	
汚泥からの分離液の 地下浸透防止方法	

(3) 汚泥の乾燥施設 (機械乾燥)

乾燥温度の調節方法	
排ガス処理施設の 維持管理方法	
定期的なばい煙検査の方法	

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

乾燥床の定期点検方法	
汚泥又は汚泥からの分離液が流出又は地下浸透するおそれがある場合の措置	

(5) 廃油の油水分離施設

廃油の地下浸透防止方法	
流出防止設備の点検方法	
流出防止設備の異常時の対応方法	
火災防止措置	

(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

中和槽内のpHの測定方法	
廃酸、廃アルカリ、中和剤の供給量の調節方法	
廃酸、廃アルカリ、中和剤の混合状況の確認方法	
廃酸、廃アルカリの地下浸透防止方法	

(7) 廃プラスチック類・木くず・がれき類の破砕施設

粉じんの飛散防止方法	
------------	--

※破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合（(7)に加えて）

成型設備の維持管理方法	
冷却設備の維持管理方法	
保管施設への搬入の管理	
保管施設からの搬出の管理	
火 災 防 止 措 置	
温 度 そ の 他 の 項 目 の 測 定 ・ 記 録 の 方 法	

(8) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃棄物の焼却施設

ピットクレーン方式の投入の場合 の常時均一に混合する方法	
外気と遮断した状態で 定量ずつ連続的な投入方法	
燃焼ガスを 800℃以上に 保 っ 方 法	
焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になる焼却方法	
運転開始時に、炉温を 速やかに上昇させる方法	
運転停止時、炉温を高温に 保ち燃焼し尽くす方法	
燃焼ガスの温度を連続的に 測 定 記 録 す る 方 法	

(8) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、廃棄物の焼却施設（続き）

集じん器に流入するガスの温度を 200℃ 以下にする冷却方法	
集じん器に流入するガスの温度の連続的測定記録方法	
排ガス処理設備、冷却設備のばいじんの除去方法	
排ガス処理設備の維持管理方法(消耗品の交換時期等)	
排ガス中の CO 濃度が 100ppm 以下になる燃焼方法	
排ガス中の CO 濃度の連続的測定記録方法	
排ガス中のダ イオキシ ン類濃度を一定以下にする焼却方法	
排ガス中のダ イオキシ ン類濃度(年 1 回以上)、ばい煙濃度等(6 月に 1 回以上)の測定記録方法	
排ガスによる生活環境保全上の支障の防止方法	
ばいじんと焼却灰を分離して排出し貯留する方法	
火 災 防 止 措 置	

(9) 廃油の焼却施設 ((8)に加えて)

廃油の地下浸透防止方法	
流出防止設備の点検方法	
流出防止設備の異常時の対応方法	

(10) 汚泥のコンクリート固化施設

汚泥からの分離液の地下浸透防止方法	
セメント等との均一な混合方法及び混合物の養生方法	

(11) 汚泥のばい焼施設

汚泥からの分離液の地下浸透防止方法	
排ガス処理施設の点検方法	
定期的なばい煙検査の方法	
火災防止措置及び消火設備の設置方法	
ばい焼室の温度を 600℃以上にした後投入方法	
ばい焼温度の管理方法	
水銀ガスの回収方法	

(12) シアン化合物の分解施設（高温熱分解方式）

汚泥からの分離液、廃酸 又は廃アルカリの 地下浸透防止方法	
排ガス処理施設の点検方法	
定期的なばい煙検査の方法	
火災防止措置及び 消火設備の設置方法	
分解室出口の炉温を 900℃ 以上にした後の投入方法	
分解室温度の管理方法	

(13) シアン化合物の分解施設（酸化分解方式）

汚泥からの分離液、廃酸 又は廃アルカリの 地下浸透防止方法	
分解槽内の pH の測定方法	
酸化剤及び中和剤等の 供給量の調節方法	
酸化剤及び中和剤等の 混合状態の管理方法	
排ガス処理施設の点検方法	

(別紙7)

## 施設の構造基準適合状況 (最終処分場)

### (1) 共通事項

埋立地の周囲の囲い等 (囲い、門扉、区域杭、保安距離の状況等)	
立札その他の設備	
地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられている設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工	
次の要件を備えた廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備 イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ 廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	
埋立地内ののり面の構造 (勾配、小段・地すべり防止措置の状況等)	
地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備	
最終処分場の周縁の地下水採取設備 ( 2 ケ 所 以 上 )	
管 理 事 務 所	
搬 入 路 の 構 造	
消 火 設 備	
覆土用土砂の保管場所	

(2) 安定型産業廃棄物最終処分場

埋立地内の雨水等の排出設備 (擁壁等の安定保持に必要な場合)	
水質検査を行うための 浸透水採取設備	

※必要に応じ安定型産業廃棄物最終処分場において遮水工等を設ける場合は、次の(3)の関連事項にも記載すること。

(3) 管理型産業廃棄物最終処分場、一般廃棄物最終処分場

保有水等の埋立地からの浸出を 防止することができる遮水工	
地下水を有効に集め、排出するこ とができる堅固で耐久力を有する管渠 その他の集排水設備	
保有水等を有効に集めることができ る堅固で耐久力を有する構造の管渠 その他の保有水等集排水設備	
保有水等の水量及び水質を調整する ことができる耐水構造の調整池	
保有水等を排水基準等に適合させる ことができる浸出液処理設備	

(別紙8)

## 施設の維持管理計画書 (最終処分場)

### (1) 共通事項

飛散・流出防止措置	
悪臭飛散の防止措置	
火災防止措置	
害虫の発生防止措置	
囲い等の維持管理方法	
表示の維持管理方法	
維持管理に関する点検、 検査等の記録の保存 方法及び保存期間	
最終処分場周縁地下水の 定期水質検査の方法	
周縁地下水の水質悪化が 認められた場合の措置	
擁壁等の点検方法	
残余容量の測定・記録	
のり面保護措置	
埋立地周囲の開渠 その他設備の管理	
搬入路等の清潔の保持 交通安全の確保	

(2) 安定型産業廃棄物最終処分場

廃棄物の展開検査の方法及びその結果の記録の方法	
浸透水の定期水質検査の方法	
浸透水の水質が基準値を超過していた場合の措置	

※必要に応じ安定型産業廃棄物最終処分場において遮水工等を設ける場合は、次の(3)の関連事項にも記載すること。

(3) 管理型産業廃棄物最終処分場、一般廃棄物最終処分場

遮水工の損傷防止方法	
遮水工の点検方法及び遮水効果の低下のおそれがある場合の措置	
埋立地への雨水流入防止措置（保有水等集排水設備が不要な場合）	
調整池の点検方法及び損壊のおそれがある場合の措置	
浸出液処理設備の維持管理方法	
浸出液処理設備の点検方法及び異常時の措置	
放流水の定期水質の検査の方法	
埋立地への地表水の流入防止設備の維持管理方法	
埋立地から発生するガスの排除方法	

(別紙9)

## 生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目	発 生 源	具 体 的 な 対 策 方 法
大 気 汚 染			
水 質 汚 濁			
騒 音			
振 動			
悪 臭			
そ の 他			

(別紙10)

## 災害防止計画書

廃棄物の飛散防止に関する事項	
廃棄物の流出防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項	
火災の発生防止に関する事項	
その他最終処分場に係る災害防止に関する事項	

(別紙11)

事業計画に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用 地 費	
造 成 費	
建 物 費	
工 作 物 費	
機 械 装 置 費	
重 機 備 品 費	
そ の 他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する年間費用

保 守 管 理 費	
電気代、水道代、燃料費等	
人 件 費	
そ の 他	
計	

(3) 資金の調達方法

自 己 資 金	
制 度 融 資	
金 融 機 関 借 入	
そ の 他	
計	

(注) 金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

(別紙12)

## 生活環境影響調査方法書

本書は、設置協議の対象となる施設が周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを調査するのに先立ち、当該地域の生活環境の現況の把握、調査対象地域の設定及び生活環境影響調査項目の選定その他の必要事項に関する計画又は方法を示し、これに対して関係地域住民等から生活環境保全上の意見を得ることで、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされた施設の設置を行うことを目的として作成するものである。

### 1 生活環境影響調査を実施する施設

(1) 施設の種類及び規模

(2) 処理する廃棄物の種類、性状及びその他特記事項

### 2 調査方法の整理

(1) 施設設置等により生活環境に影響を与えると思われる要因及び生活環境影響調査項目の選定

調査事項	生活環境影響要因							
	生活環境影響調査項目							
大気環境	大気質							
	騒音							
	振動							
水環境	水質							
	地下水							

※「生活環境影響要因」とは「煙突排ガスの影響」、「施設排水の排出」など、施設の設置等の計画により周辺生活環境に影響を及ぼすと考えられるものをいう。影響の程度の大小に関係なく生活環境に影響を及ぼす可能性のある要因を洗い出すこと。

※「生活環境影響調査項目」とは、大気汚染：SO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、粉じんなど、水質汚濁：BOD、CODなど、騒音・振動：騒音レベルや振動レベル、悪臭：特定悪臭物質や臭気濃度などが挙げられる。項目については計画内容に応じた選定が必要である。

※「地下水」については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響を調査するものである。

## 2 調査方法の整理（続き）

- (2) 調査項目において、今回の調査に含めないものとその理由

## 3 現況把握の方法

現況把握は影響の予測を行う上で必要とされる程度で行い、必要な限度において自然的条件及び社会的条件の把握も行うこと。

- (1) 選定した生活環境影響調査項目の現況把握方法

- ア 文献資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）

- イ 現地調査（各調査項目毎に調査時期（期間）、調査場所及び調査方法を記載すること。）

- (2) 自然的及び社会的状況の現況把握方法

自然的状況とは気象、水環境、土壌及び地形等また、社会的状況とは人口・産業、土地利用、交通等が挙げられる。

- ア 文献資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）

- イ 現地調査（各調査項目毎に調査時期（期間）、調査場所及び調査方法を記載すること。）

## 4 予測調査対象地域・範囲の設定

施設の種類及び規模並びに立地場所の気象条件等の自然的条件・社会的条件を踏まえて地域を設定すること。地域設定に当たっては調査項目ごとに適切な範囲で設定し、図面等を用いて設定した地域の範囲を示すこと。

## 5 施設設置による影響の予測方法及び分析方法

調査項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法等を選定すること。

## 6 その他事項

(別紙13)

## 合意形成手続きに関する申立書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住所

氏名

協議者は関係地域住民等との合意形成に向け、次のとおり誠実に対応することを申し立てます。

### 1 説明会の開催

規程第10条に基づき説明会を実施する場合には、事前協議書の内容を関係地域内の住民に周知するため、次の自治会（又は区）の自治会員（又は区民）に対し速やかに説明会を開催いたします。

※自治会名（又は区名）を記載すること。

### 2 合意書の取得

規程第15条に基づき合意書取得の指示があった場合には、次に掲げる事項及び合意形成手続きの中で合意に至った事項に関して合意書の取得を行います。

- (1) 廃棄物処理施設にかかる事前協議書および見解書に基づき生活環境影響調査及び関係準備業務に着手すること。
- (2) 生活環境影響調査が終了した場合は、当該調査の結果を合意対象者のほか関係地域住民に対して説明すること。
- (3) 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する計画について、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全についてより一層の配慮がなされるよう努めること。
- (4) 協議者が生活環境影響調査のため、合意対象者が権限を有する土地又は建物等への立入り、又は観測器具等を設置する必要があるときは、当該土地又は建物等の使用に協力すること。
- (5) 協議者は事前協議書および見解書の内容を遵守するとともに、この合意書が締結された以後においても関係地域住民等に誠実ある対応をすること。

### 3 生活環境保全協定の締結

規程第21条に基づき市長又は関係地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定締結に向け誠実に対応します。

(別紙14)

## 事前協議書提出確認書

年 月 日

(協議者)

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

(土地の所有者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(協議者) \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)が、設置等を計画している下記の廃棄物処理施設について、(土地の所有者)私 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、1から3に記載する事項を確認しました。

- 1 甲が、下記の廃棄物処理施設(以下「当該施設」という。)の設置等を計画していること。
- 2 甲が、当該施設の設置等に向け、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程(以下「事前協議規程」という。)第7条による事前協議書を提出すること。
- 3 上記2の場合において、乙が所有する下記の土地において当該施設の設置等が計画されていることが公告されるとともに、事前協議規程に基づくその他の手続が実施される予定であること。

記

施設の概要	処理施設の種類			
	廃棄物の処理方法			
	取り扱う廃棄物の種類			
施設の設置場所	地 番	地 目	地積(m <sup>2</sup> )	土地所有者の住所及び氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

備 考 この確認書は、乙が有する物権その他の権利、及び事前協議規程により今後実施される諸手続で乙が行う意思表示、その他の行為に対して何ら効果を有さない。

乙の記入欄は、個人の場合は本人が、法人の場合は当該法人の役員が自署すること。